



Title	ブルボン朝スペインの経済政策とカスティーリャ地方の工業化
Author(s)	中本, 香
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/58775
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	中 本 香
本籍 (国籍)	
学位の種類	博士 (言語文化学)
学位記番号	甲 第 35 号
学位授与年月日	平成15年9月18日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 課程博士
研究科及び専攻	言語社会研究科言語社会専攻
学位論文題目	ブルボン朝スペインの経済政策とカスティーリャ地方の工業化
論文審査委員	主 査 教 授 染 田 秀 藤 副 査 教 授 阿 河 雄二郎 副 査 教 授 大 内 一 副 査 教 授 伊 藤 太 吾 副 査 名誉教授 中 岡 省 治

論文の内容要旨

セゴビア市、パレンシア市、バリャドリッド市などの毛織物産地を擁したスペイン・カスティーリャ地方は、18世紀に一定の発展を遂げながらも、同世紀末から1830年代にかけて、全体的に「工業化」に挫折した。本稿では、アメリカ植民地を含めた域外市場にも広く商品を流通させるなど、カスティーリャ地方随一さらには王国随一の高級毛織物産地としての地位を維持し、また18世紀ブルボン朝政府が推進した工業振興政策の中心にも置かれたセゴビア市毛織物業を例にとり、それが19世紀前半に急速に衰退し消滅へと到った要因を、特に業界体制の問題および当時の経済政策との関連において考察した。

セゴビア市毛織物業界の特徴は、問屋制とギルド制の積極的共存を基盤とする生産形態の存在と、ギルド検査人を中心とする厳格な品質管理にあった。そのような特徴を持つ業界体制が確立されたのは中世末期のことである。すなわち、「毛織物生産に関する一般法令案(1494年)」、「毛織物生産に関する一般法令(1500～1501年,1511年)」、さらに「セゴビア市毛織物業界内部規約(1538年)」を介して、従来の問屋制の枠組みの中に、「ギルド的」品質管理体制が包含されるという業界体制が完成したのである。ここに、「高品質主義」ともいうべき生産理念の端緒を見ることができる。

このようにして品質管理体制が整備されたことに加え、国内市場におけるメリノ種羊毛価格の下落および毛織物の輸入の減少などの好条件がもたらされたことにより、セゴビア市毛織物業界は高級毛織物産地への転化に成功した。これらの商品は、当時経済発展の最中にあったスペイン諸都市の富裕層の高級品志向にうまく合致して需要を伸ばし、市場は王国全土および一部は新大陸にまで拡張された。そして1580年頃にはその繁栄は頂点に

達したのであった。

しかしながら、「全般的危機の時代」である 17 世紀に、セゴビア市の毛織物業は急速に衰退する。その最大の要因は、カスティーリャ地方を襲った大凶作が、穀物価格のみならず全体的な物価高を引き起こし、そのため、本来セゴビア市の高級毛織物の中心的消費者層のひとつであった都市の現金収入者の需要が激減したことにある。これらの消費者の需要を新たに満たしたのは、「新毛織物」と総称される安価な梳毛織物であり、セゴビア市でも一部の織布工がその生産に特化した。一方、残存する高級品市場もイギリスの「スペイン織」に奪われたことにより、セゴビア市毛織物業界はさらなる苦戦を強いられた。このような状況下で、政府がとったメリノ種羊毛の輸出強化政策が、国内における羊毛価格の高騰を招き、セゴビア市の織物業の衰退は決定的となった。

以上のように深刻な危機の時代を経験したセゴビア市毛織物業界にとって、18 世紀とは復興のための様々な試みがなされた時代であったが、それは、「17 世紀の全般的危機」とそれに続く王位継承戦争によって経済全体が著しく停滞していたスペインにとっても同様であった。この王国に新しく成立したブルボン朝政府は、第一に貿易赤字の問題を重視し、それを解消するため、輸入品に市場を奪われた高級品製造業の復興を試みた。それは、工業振興の補完的役割を果たす商業の活性化と、製造業への財政的特権の付与という間接的保護政策を柱とするものであった。前者については、ウスタリスやウリョアらによって、国内流通の促進を目的とする国内関税の完全廃止が提唱されたが、徴税請負制度の恩恵を受ける地元有力者らの強い抵抗のためにこれは実現せず、また保護関税政策案も、国際協定上の制約により実施には至らなかった。一方、間接的工業振興政策の主軸となったのは、ウスタリスやウリョアも提唱した流通間接税の免除であった。しかし、免税特権の適用対象に制限を設けないとするウスタリスらの提唱に反して、その特権が実際に付与されたのは、政府が設立・経営した高級品「工場」のみであった。

したがって、セゴビア市の毛織物業界がそのような財政特権の恩恵に与えることはなかった。しかし、伝統的高級品製造業の代表であるこの業界を復興させるという目標が当時の工業振興政策の方針と一致していたのは確かであり、業界復興を目指す「代表部」の活動は全般的に政府の支持を受けることができた。伝統的な有力織元によって構成される「代表部」によれば、業界の衰退要因は、新規参入の弱小織元による不良品販売のために業界の伝統と名声が著しく脅かされていたことにある。そこで、「代表部」は、政府も容認する「高品質主義」という理念に基づいて、品質管理体制強化に着手した。その結果、詳細な技術規定と厳格な品質検査制度を盛り込んだ「1733 年業界内部規約」が制定されたが、それは、16 世紀以来の高品質重視の伝統が強化されたことを意味している。しかし、「内

部規約」の制定を通して「代表部」が目指したのは、業界の名声回復だけではなく、閉鎖的寡頭支配体制を確立させ、また弱小織元の業界からの排除を試みるなど、18世紀初頭にみられた「代表部」の活動は、まさに、弱小織元の淘汰を促し、少数の有力織元を核とする新たな業界編成の確立を意図したものであり、そのような意図に基づく努力の結晶ともいえるのが、「1733年内部規約」なのである。良質原料の使用義務（第2条）や固定賃金制（第16条）など高いコストを余儀なくする規定が「内部規約」に設けられている事実にも、資金に乏しい弱小織元の存続を脅かそうとする「代表部」の意図が読み取れよう。

18世紀中頃の工業政策の特徴は、財政特権の付与政策における限定的性格の緩和と、民営製造業の活性化への着手にある。後者の一例が、政府とセゴビア市の有力織元との共同出資により1763年に創設された「王立超高級毛織物工場」である。こうして、セゴビア市において集中マニファクチャーが始動したが、運営資金に乏しかったこと、市場が限定されたこと、また「超高品質主義」という経営理念が製造の高コスト化を招いたことなどから、その「工場」は、創設からわずか16年で廃業に追い込まれた。一方、その後設立された「王室公認オルティス・デ・パス毛織物工場」は、潤沢な資金と王室の支援を背景に、比較的大規模な生産活動を展開して順調な成長を遂げた。この「工場」について特に重要な点は、商品の品質および生産技術に関して制限や規定を設けないという独自の経営体制を確立し、セゴビア市の毛織物生産活動に「自由化」の可能性をもたらしたことである。なお、このような独自の経営体制の確立の実現に、ワードが示唆した「自由主義的」経済振興論が当時の政府内で受け入れられつつあったことが少なからず影響したのは明らかである。しかし、経営体制の刷新にも関わらず、実際にはこの「工場」でも、緻密な手作業による高品質毛織物の生産のみが標榜され、新技術の導入や高賃金の見直しなどによる製造コストの削減また商品の多様化などが実現することはなかった。

18世紀末になると、従来的高级品製造業の姿勢が改められ、一般品製造業の保護・育成が優先課題とみなされるようになったが、いずれにしても、工業振興政策の重点が、財政的特権の付与という「家父長主義的」保護政策にあったことは間違いない。しかし、この時代には、新しい観点からの工業振興が試みられた。すなわち、農村部の社会的安定を急務と考えたカンポマネスにより、農業の保護・育成に貢献する副次的産業として、最大限の民衆を労働力として吸収しうる「民衆的工業」の振興が提唱されたのである。「民衆的工業」とは、小農民を紡糸工程に従事させる（それによって彼らに補助的収入をもたらす）農村工業を基盤とするものであり、具体策として、「経済協会」の主導により各地に「愛国的紡糸訓練学校」が設立された。

工業振興政策の中心に農村工業が置かれることになったとはいえ、「紡糸訓練学校」が生産する紡糸の供給先として、都市の工業も引き続き重視された。そして、その改革の必要性が論じられることになる。特に批判が集中したのは、ギルドの独占的特権と技術管理体制であった。ただし、ここで政府の改革路線を過大評価してはならない。カンポマネスがギルドの自治的特権を厳しく批判したのは、それが絶対王政の強化にとって障害となると考えたからに過ぎない。自由主義的経済理念に即してギルドを批判したのは、ホベリャーノスが初めてであった。

都市工業のギルド体制に対する批判が政府内で高まりをみせるのと並行して、セゴビア市でも、「高品質主義」に基づく伝統的業界体制の改革が試みられた。その契機となったのが、地方経済の「自由主義」改革を任務とする「経済協会」の会員で、刷新的織元でもあったラミーロの「報告書」である。その中で、彼は、閉鎖的「代表部」とそれが担当した不公平で不透明な検査の無益性を明らかにすることにより、その組織のみならず最終製品検査の実質的撤廃を示唆するなど、生産活動を伝統的に拘束する品質管理体制の改革を訴えた。また、ラミーロは、原料を最高級羊毛に限定する規定、工賃と同時に作業効率も固定化する賃金制度、技術面に関する厳格な諸規定の非合理性を指摘することによって規制緩和の必要性も主張した。

ラミーロの主張に多くの合意点を見出したのが、それまで有力織元に抑圧されてきた中小織元である。彼らは、ラミーロの「報告書」に着想をえて「第一次新規約案」および「第二次新規約案」を提起したが、ここでは、最終製品検査制度の実質的廃止にとどまらず、品質検査制度自体を業界から排除することが提唱されている。また彼らは、ラミーロの規制緩和論を引き継いだだけでなく、中級毛織物生産への参入を通じて、高級毛織物生産への特化という16世紀以来の伝統の放棄を提案した。

以上のような「報告書」および「新規約案」は、「経済協会」理事、オルカシータスによって詳細な分析がなされ、その結果「1789年暫定規定」が制定された。それが、一定の規制緩和を認めるものであったことは、「代表部」の解散、成果主義に基づく給与制度の導入や技術規定の大幅な緩和、また余剰労働力の有効利用や弱小織元の救済を念頭に置いた農村産中級毛織物の市内での仕上げ加工、および「欠陥品」の条件付の商品化を許可した条文に表れている。しかし、そこでも最優先されたのは「業界の信頼の維持」であり、良質原料と高い技術レベルに基づいた高級製品の生産を重視するという伝統的本質が根本から変化することはなかった。それは、近世末期スペインにおける「自由主義的」経済思想の未熟性とそれに基づいて試みられた経済改革の限界を反映している。

19世紀に入っても、販売拡大の傾向はみられず、政府と「経済協会」を中心に、状況改

善のための分析と議論が続行された。その過程において、価格競争力の欠如につながるような高い製造コストが業界発展の阻害要因として指摘された点は注目すべきである。しかし、技術の遅れという問題に対して、新技術の導入ではなく、規制の強化という方法を採用しようとした「経済協会」の姿勢は、「自由主義」改革の主導役としての限界を示している。その後、原材料および賃金の抑制のみに頼った製造コスト削減では限界があることが明らかとなり、1817年に、「オルティス・デ・パス工場」がようやく新型の機械を導入した。しかし、これは解雇された労働者による放火事件を誘発し、その経営を破綻させる結果に終わった。また後続の「工場」も価格競争力の弱さから、短命のうちに廃業を余儀なくされた。

セゴビア市毛織物業界が、消費者のニーズに合った製品を合理的に大量生産するための環境整備に挫折した経緯と背景を明らかにすることによって、「高品質主義」に縛られた業界体制の弱点と、旧体制下での「自由主義的」改革の限界点が浮き彫りになったといえよう。

論文審査の結果の要旨

本博士論文は、中世末期以降、スペイン、とくにカスティーリャ地方で重要な経済的役割を担ったセゴビア市の毛織物産業の発展(16世紀)・停滞(17世紀)・一時的な復興(18世紀)・凋落(19世紀)の過程を通時的に追いながら、19世紀における毛織物産業消滅の原因を中世末期より特徴的に認められた同業界の保守的な体制-内部組織、品質管理体制、生産活動の理念-と18世紀後半以降、積極的に実施されたブルボン朝スペイン政府の経済政策(いわゆる「ブルボン改革」:国家財政の建て直し)に関連づけて解き明かそうとした意欲的な作品である。

論文は以下の四章と「結論」、および二篇の史料(1733年のセゴビア市の毛織物業界内部規約と1789年の暫定規定)の翻訳から構成されている。

第一章の「高級毛織物産地としての繁栄と危機」の前半部では、15世紀末のカトリック両王期の「品質向上」を目指した政策を受けて、セゴビア市の毛織物業界が潤沢な資金をもつ「商人織元」を中心にギルド的性格を強めていく過程と、フェリペ二世の治世、セゴビア市が王室からさまざまな特権を付与されて高級毛織物産地としての地位を確立していく経緯、そして、後半部では、17世紀、とくに1630年以降、ヨーロッパにおける「全般的危機」の影響-農産物を初めとする物価の高騰と人口減少など-や粗製の「新毛織物」やイギリス産の高級な「スペイン織」の登場などで、セゴビア市の毛織物産業が危機的な状況に直面した歴史的背景がそれぞれ、先行研究に依拠して明らかにされる。

第二章の「高級品製造業保護政策と“セゴビア市毛織物業界内部規約”」では、著者は、17世紀の危機につづいて惹起した王位継承戦争により経済的停滞を脱しきれないスペインの建て直しを目指すブルボン王朝が「自由主義的」重商主義理論に依拠して、国内の高級品製造業の復興を重要な政策課題と定め、さまざまな特権を付与したことにより、「高級毛織物産地」としてセゴビア市の毛織物業界が少数の有力な織元を中心に「高品質主義」を確立したことを1733年の「セゴビア市毛織物業界内部規約」を基本的史料として利用しながら検証する。

第三章は「民営製造業活性化政策とマニファクチュアー形態の導入および発展」と題され、「王立工場」創設による限定的な工業振興政策の行き詰まりを打開するために政府の採用した新しい経済政策が効果を挙げなかった事実(1763年、セゴビア市の有力な織元が政府からの資金援助で製造特権会社として王立超高級毛織物工場を創設したが、1778年に廃業に追い込まれた)を取り上げ、その原因を資金不足、経営努力の欠如、「超高級品質主義」への拘泥など(業界内部の保守性)の点から解明し、さらに、異業種で財を成したラウレアノ・オルティス・デ・パスが当時の自由主義的経済思想を背景に王室の公認を得て設立した毛織物工場が「成功」するに至った要因を分析し、その社会的影響(手工業者に対する社会的差別の禁止)を明らかにする。著者はここで、オルティス・デ・パス毛織物工場の「成功」(＝比較的高い生産性)が新しい設備の導入や技術革新などによるものでなく、工程の集約化(運搬費の削減など)によるものであることを指摘し、依然として伝統的な「高品質主義」が支配的であったことを明らかにする。

第四章の「“自由主義的”工業振興政策とギルド改革」では、著者はまず啓蒙専制君主カルロス三世の治世後期に実施された経済政策、特に従来の閉鎖的な大西洋貿易体制の改善策-「植民地自由貿易法」の制定-が工業製品の販路拡大に繋がらなかった事実や、従来の高級品製造業重視の立場から一般品製造業の保護・育成へと王室の政策が転換されたことによって、カスティーリャ地方の工業が拡大した背景、それに、農村部における「民衆的工業」の振興が重視された経緯とその実態に言及し、ブルボン朝の工業振興政策が家父長主義的保護政策を軸に展開したところに「改革路線」の限界を看取する。その後、著者は「改革期」におけるセゴビア市の毛織物業界の動向を論じ、有力な織元と中小織元との間に生じたギルド体制の是非をめぐる議論を軸に、品質管理や技術革新(機械化)にもとづく製造コストの削減の試みに言及し、19世紀、セゴビアの毛織物業が消費者のニーズにすばやく適応できず、「遅れた手工業」として衰退していくその大きな要因を「高品質主義」に拘泥する業界の保守性に求める。

「結論」は以上の論述を簡潔にまとめたもので、セゴビア市の毛織物業が19世紀前半に凋落の

一途を辿った要因を伝統的な「高品質主義」から脱却できなかった業界体制およびブルボン朝の経済政策に関連づける。

以上、わが国はもとより、スペインにおいても本格的な研究が未だ数少ないテーマに取り組み、貴重な一次史料を渉猟しながら、スペインの社会経済史研究に新しい視点を導入しようとした著者の研究姿勢は高く評価される。また、同論文は、セゴビア市の毛織物業がカスティーリャ地方の代表的な製造業として中世末期から近代初頭にかけて「伝統」を墨守しながら「近代化」を目指したその歴史的背景と経緯をつぶさに解明している点で、貴重な作品と言える。とは言え、原語のカタカナ表記や文献注の表記に杜撰さが散見されること、貴重な一次史料を使いながら、史料批判にやや甘さが見られること、また、論文のテーマのひとつであるブルボン王朝の経済政策の歴史的かつ思想的な分析が皮相であることなど、いくつかの欠点も指摘される。とりわけ、セゴビア市の毛織物業界が「高品質主義」を固持しつづけた理由やブルボン王朝が高級品製造業の復興を目指した要因の説明が十分かつ的確に行われていないため、著者の主張はやや説得力に欠ける。論文のタイトル「ブルボン朝スペインの経済政策とカスティーリャ地方の工業化」からすれば、先記の二つの問題は本論文の中心的なテーマとなるべきであろう。この点に関しては、著者自身、「結論」部分で今後の課題と位置づけているので、今後の研究の発展が大いに期待される。

以上、本論文は近世から近代にいたるスペインの経済活動に認められる「特徴」の解明に意欲的に取り組んだ成果として貴重な価値を有し、学問的な評価に耐えうるものと評価できる。審査委員会は、本論文が博士(言語文化学)の学位を授与するのにふさわしい水準にあるとの結論に達した。